

奄美大島海区漁業調整委員会告示第5－1号

奄美大島海区漁業調整委員会公文書管理規定を次のように定める。

令和6年3月29日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野 拓真

奄美大島海区漁業調整委員会公文書管理規程

鹿児島県公文書管理条例（令和5年鹿児島県条例第4号）第10条第2項の規定に基づく公文書管理規程については、鹿児島県公文書管理規程（令和6年鹿児島県訓令第2号）の例による。

附 則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。